

# 第203回定時株主総会 招集ご通知

2023年6月24日(土) 午前10時00分開始 (午前9時30分 開場)

## 丸の内ビルディング 7階 丸ビルホール

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

### 目次

招集ご通知	.....P.2-	監査報告書	..... P.28-
事業報告	.....P.6-	株主総会参考書類	..... P.32-
連結計算書類	..... P.24-	ご案内図	..... 末尾
計算書類	..... P.26-		

### 議決権行使方法についてのご案内

- ご来場による議決権行使
- 郵送による議決権行使
- インターネットによる議決権行使

郵送・インターネットによる議決権行使期限は  
**2023年6月23日(金) 午後5時25分**  
到着分・入力分までです

ご出席の株主様への  
お土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## ダイトウボウ株式会社

証券コード 3202





## 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第203回定時株主総会招集ご通知をご高覧願うにあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したものの、政府による行動制限の大幅な緩和や経済対策などの効果により、全体として景気は緩やかな持ち直しを続けました。一方で、秋以降は円安・資源高の影響で消費者物価が急激に上昇する状況となりました。

このような中で、当社グループは、引き続き「中期経営計画ブレークスルー2024～PROGRESS IN THE NEW NORMAL～」に取り組みました。

事業面でのトピックスといたしましては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」におきまして、昨夏、世界初の幼魚専門の水族館がオープンし全国ネットのテレビで紹介されるなど話題になり家族連れの来館者が増えました。また、一過性のコスト負担はあるものの、中核テナントを誘致するための区画見直し工事に着手するなどコロナ後を睨んでの投資も積極的に行いました。一方、せんい事業では、好調であった中国の上海現地法人の業績が主要取引先の資本関係の変更の影響で落ち込みました。

財務面では、金利上昇リスクをヘッジすべく、支払利息負担の増加を加味しても長期借入金の金利固定化に取り組むことが望ましいと考え、2022年12月末時点で取引金融機関からの長期借入金利の大半を固定化しました。

業況面では、当社にとっては新型コロナウイルス感染症の影響が長引く厳しい事業環境が続き、遺憾ながら、期中に業績予想を引き下げることとなりました。しかしながら、最終的には8期連続での最終黒字を確保できました。

決算状況を踏まえ、今回の定時株主総会に議案として「剰余金の処分の件」を提出し、長年の課題であった復配を実現したいと考えておりますので、ご承認を賜りますようお願い申し上げますとともに、復配に漕ぎつけたことは株主の皆様の長年にわたるご理解とご支援の賜物であり、この場をお借りして、心より感謝申し上げます次第です。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いたことから、当期においても中期経営計画の計数目標が達成できなかったことは誠に遺憾であり、引き続き、全力で挽回に努める所存でございます。

当社グループといたしましては、経営理念である「進取の精神」に基づき、変化に柔軟に対応し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上ならびに一段の利益水準の向上に取り組んでまいりますので、今後とも株主の皆様のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 山内 一裕

株主各位

東京都中央区日本橋本町一丁目6番1号  
ダイトウボウ株式会社  
代表取締役社長 山内 一裕

## 第203回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第203回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第203回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。つきましては、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 当社ウェブサイト

<http://www.daitobo.co.jp/ir/event/meeting.html>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

### 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスして、銘柄名（ダイトウボウ）または証券コード（3202）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただくほかに、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、2023年6月23日（金）午後5時25分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

### ■書面（郵送）による議決権の行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

### ■電磁的方法（インターネット）による議決権の行使

後記（5頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2023年6月24日（土）午前10時00分   |
| 2. 場 所          | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング 7階 丸ビルホール<br>(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)                      |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第203期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、計算書類、<br>連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果<br>報告の件 |
| 決議事項            |   |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件   |
| 第3号議案           | 監査等委員である取締役1名選任の件   |

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daitobo.co.jp>) に掲載し、提供しております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daitobo.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

以上

## 議決権行使についてのご案内

### 株主総会に ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付  
にご提出ください。

#### 開催日時

2023年  
**6月24日(土)**  
午前**10時00分**

### インターネット・書面による 議決権行使

#### インターネットによる 議決権行使

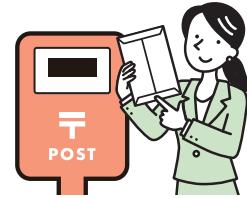


当社指定の議決権行使ウェブサイト  
(<https://www.web54.net>)にて  
議案に対する賛否をご入力ください。  
詳細は次頁をご参照ください。

#### 行使期限

2023年  
**6月23日(金)**  
午後**5時25分**  
入力分まで

#### 書面（議決権行使書）による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対  
する賛否をご表示いただき、2023年  
6月23日（金）午後5時25分までに  
到着するようご返送ください。

#### 行使期限

2023年  
**6月23日(金)**  
午後**5時25分**  
到着分まで

#### ご注意ください。

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使<sup>®</sup>」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙  
右下に記載のQR  
コードを読み取っ  
てください。

※「QRコード」は株式会社  
デンソーウェブの登録  
商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。



## 「スマート行使<sup>®</sup>」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが  
パソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載  
の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再  
度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方  
法などがご不明な場合は、右記にお  
問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

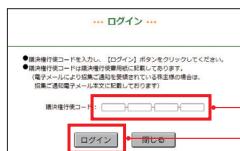
議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を  
ご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力  
ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。  
※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時00分～午後9時00分)

# 事業報告

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過およびその成果

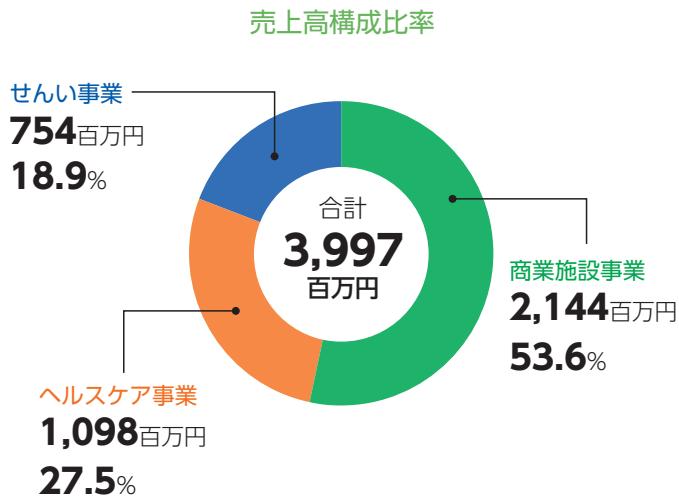
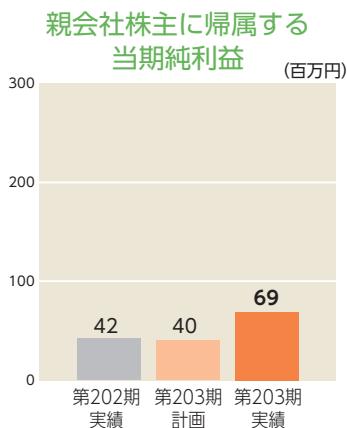
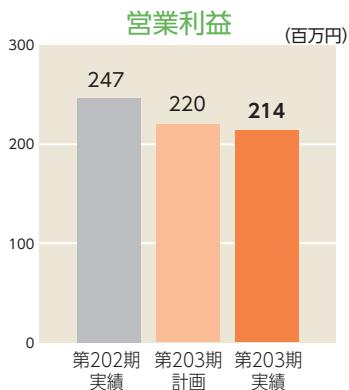
当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したものの、政府による行動制限の大幅な緩和や政府の経済対策などの効果により、全体として景気は緩やかな持ち直しを続けました。一方で、円安・資源高に伴う恩恵を受ける業態と、輸入物価の上昇によるコストアップの悪影響を受ける業態の2極化が進みつつあることに加え、秋以降の急激な消費者物価上昇による消費者マインドの冷え込みも懸念される状況となりました。

このような中で、当社グループは、「中期経営計画ブレークスルー2024 ～PROGRESS IN THE NEW NORMAL～」に基づき経営諸課題に取り組みました。

商業施設事業におきましては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」において、新型コロナウイルス感染症の行動制限緩和の効果でクリスマス・年末商戦などが順調に推移し、春休みには回復が一段と鮮明になりました。一方、コロナ禍で一部ファッションテナントが退去する機を捉え、一過性のコスト負担はあるものの本館の区画を大幅に見直し大型テナントを誘致する方針とし、そのための工事に着手しました。ヘルスケア事業におきましては、東京・大阪2拠点体制の連携を強化し相乗効果を高めることに注力し改善傾向にあるものの、羊毛原料価格の上昇に伴う買い控えや東京地区の大口既存取引先への販売の回復が遅れていることを主因に苦戦しました。せんい事業におきましては、官需ユニフォーム事業が期末にかけて復調しましたものの、好調であった中国の上海現地法人の業績が主要取引先の資本関係の変更により落ち込むこととなりました。かかる中、金利上昇リスクをヘッジすべく、一定の支払利息負担の増加を加味しても長期借入金の金利固定化に取り組むことが望ましいと考え、2022年12月末時点で取引金融機関からの長期借入金利の大半を固定化しました。

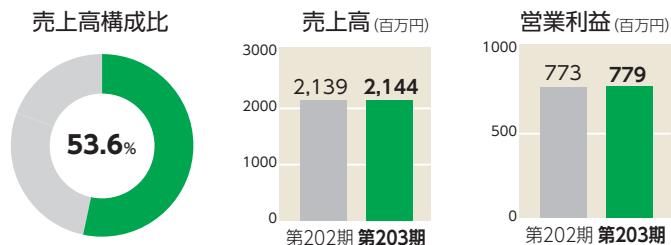
この結果、当期の業績は、売上高は39億97百万円（前期比11.2%減）、リニューアル工事による一過性のコスト負担もあり営業利益は214百万円（前期比13.4%減）に留まり、金利固定化による支払利息負担の増加なども加味した経常利益は22百万円（前期比73.8%減）になりました。これに、法人税等の負担を考慮した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は69百万円（前期比61.4%増）となりました。

（注）2023年3月1日付で繊維・アパレル事業本部を改組し、せんい事業本部に名称が変わったことに伴い、報告セグメントの名称を従来の「繊維・アパレル事業」から「せんい事業」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。



セグメントの業績は次のとおりであります。

## 商業施設事業



商業施設事業につきましては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」において、政府の行動制限緩和を背景に開業25周年を契機とした季節毎のイベントへの取り組みを強化し、クリスマス・年末商戦、さらに春休みには一段と復調が鮮明になりました。一方で、本館に大型テナントを誘致するための一部リニューアル工事を開始したことによる一過性のコスト負担が発生しました。

この結果、商業施設事業の売上高は21億44百万円(前期比0.3%増)と前期比増収となり、利益率の改善により一過性のコスト負担も吸収できた結果、営業利益は7億79百万円(前期比0.9%増)となりました。

## ヘルスケア事業

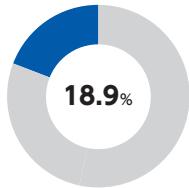


健康ビジネス部門につきましては、夏場における当社独自技術のバイオ麻商品が売上を伸ばしたものの、一部業態の市況回復の遅れの影響を受け、売上高は前期を下回りました。一般寝装品部門につきましては、円安による羊毛原料のコスト増などによる受注減少が響き、売上高は前期を下回りました。

この結果、ヘルスケア事業の売上高は10億98百万円(前期比11.9%減)、営業損失は34百万円(前期は営業損失10百万円)となりました。

## せんい事業

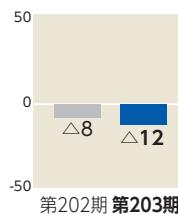
売上高構成比



売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



衣料部門につきましては、中国現地法人が期末にかけて苦戦し、国内営業も出遅れたまとなり、売上高は前期を下回りました。ユニフォーム部門につきましては、官需ユニフォームが期末にかけて伸びたものの売上高は前期を下回りました。

この結果、せんい事業の売上高は7億54百万円(前期比32.4%減)、営業損失は12百万円(前期は営業損失8百万円)となりました。

事業別の売上高は次のとおりであります。

事業区分	売上高	前期比	構成比
商業施設事業	2,144百万円	5百万円	53.6%
ヘルスケア事業	1,098百万円	△149百万円	27.5%
せんい事業	754百万円	△361百万円	18.9%
合計	3,997百万円	△504百万円	100.0%

② 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は2億8百万円であり、その主なものは「サントムーン柿田川」の大型テナント誘致のための区画見直し工事です。

③ 資金調達の状況

当期中に特記すべき資金調達は行っておりません。

## (2) 対処すべき課題

わが国経済は、今後は、新型コロナウイルス感染症の影響から脱し、緩やかな回復軌道に乗ることが見込まれます。ただし、円安と資源高による物価上昇が消費者マインドを下押しするリスクがあるなど、引き続き経済・物価情勢に十分な注意が必要な展開が見込まれます。

こうした環境下、当社は引き続き「中期経営計画ブレークスルー 2024～PROGRESS IN THE NEW NORMAL～」に基づく諸施策への取り組みを継続する考えです。計数目標につきましては、誠に遺憾ながら、長引いた新型コロナウイルス感染症の影響を受け、計画を下回る結果となりました。しかしながら、中期経営計画の基本的な考え方である、コロナ後のニューノーマル下における市場変化への対応を見据え、事業ポートフォリオを見直し、より収益性・将来性の高い業務へのシフトを強める考えに変わりはありません。

収益の柱である商業施設事業に経営資源の傾斜配分を継続するとともに、コロナ禍で市況回復が遅れている低採算の一部アパレルOEM業務や旧来型の低機能な寝具の製造販売を縮小し、働く女性などをターゲットとしたジェンダーフリーなアパレルOEMや高機能のヘルスケア製品販売へのシフトを一段と推し進めます。その際、SDGsに準拠したテーマでの事業展開に注力するとともに、ESG（環境・社会・ガバナンス）などの概念もしっかり意識して取り組みます。こうした、事業推進においては、当社事業相互の垣根を取り払いオールダイトウボウとしてベストなソリューションを顧客に提供することや、自社ECサイトなど非対面のチャネル活用などにより、ニューノーマル下での新たなビジネスチャンスをしっかり捉えていく考えです。

主な事業戦略の概要は以下のとおりであります。

### A. コロナ後の市場変化への対応

①ニューノーマル下の新規事業展開については次のとおりであります。

- a. 新時代での商業施設運営ノウハウの蓄積・強化
  - ・地域密着の強みを活かした独自性を一段と強化します。
  - ・マスターリース（フロア転貸）業務に取り組みます。

なお、商業施設サントムーン柿田川内において新たな区画整理のための工事に取り組み、2023年4月28日付で大型ファッションテナントGU（ジーユー）が出店いたします。

- b. 事業部門の枠を取り払ったダイトウボウクオリティの訴求
  - ・ヘルスケア・繊維のオールダイトウボウの技術を結集して顧客ニーズに応えます。
- c. ネット関連などデジタル化の波に乗るビジネスへの取組
  - ・自社サイト「Daitobo Healthcare Shop」「寝具の匠」を拡充します。
  - ・SNS連携などを駆使して、B to Cを強化します。

- d. お年寄りの心に優しく届くJapanクオリティ「匠の逸品寝具」の製造  
・国内グループ工場（新潟）の新しいブランドイメージを構築します。

②ニューノーマル下の縮小業務については次のとおりであります。

将来性が見込みにくいと判断される市場での業務縮小を検討します。

- a. 市場の拡大が難しいと判断される低機能の布団製造販売を縮小します。
- b. 採算性の低い低付加価値のOEM業務を縮小します。
- c. 信用リスクを常に注視し信用面での適切な事業ポートフォリオの構築に努めます。

**B. また、経営管理上のテーマとして以下に取り組んでおります。**

①財務戦略

- a. 財務マネジメントの強化

当社は商業施設事業への積極投資により有利子負債が相応に積みあがっています。このため、Net DER指標を目標化するなどで有利子負債の着実な削減とキャッシュフローマネジメントを引き続き強化します。なお、金利上昇リスクをヘッジするため、2022年12月末には長期借入金利の大半を固定化しました。

②人材育成

- a. 少数精鋭の組織力強化

全社的かつ継続的な人材レベルの底上げはもとより、特に、商業施設事業のプロ人材育成、女性営業職や女性管理職の育成に注力します。

- b. ワークライフバランス向上

リモートワーク定着、ワークライフバランス向上などの新時代の観点を踏まえ、組織マネジメントの強化に努めるとともに社内コミュニケーションの一層の向上に取り組めます。

③ガバナンスのさらなる強化

東証スタンダード市場および名証プレミアム市場の上場企業として求められるコーポレートガバナンスコードを遵守し、一段のガバナンス強化に努めます。

以上により、当社グループは、ニューノーマルの新たな時代を、127年を超える当社の歴史と伝統を背景に、経営理念である「進取の精神」と「自利利他の心」に基づき、役職員一同全力で、発想力を活かし無限大の可能性へ挑戦していきます。もって、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会に役立つ企業、環境に優しい企業、人々の笑顔を大切にする企業となり、SDGsの実現と日本のより良い未来の創造に貢献していく所存でございますので、株主の皆様には倍旧のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 中期経営計画の進捗状況

中期経営計画の進捗は、新型コロナウイルス感染症のいわゆる第5波から第8波にかけての波状的な影響が長期にわたったことを主因に、誠に遺憾ながら、損益計画は下表のとおり未達成となりました。

一方で、商業施設事業におきまして、新たな区画整理のための工事が予定どおり完了し、2023年4月28日付で大型ファッションテナントGU（ジーユー）が出店するなど、主力事業への継続的な投資を行いました。また、財務面では、金利上昇リスクをヘッジする観点から、長期借入金利の大半を固定化するなど、財務マネジメントの強化に取り組みました。

かかる中、現中期経営計画の最終年度となる次期におきましても、当社グループは引き続き中期経営計画で掲げた諸課題に役職員一同が全力で取り組み、当社グループの持続的成長と企業価値のさらなる向上に努めるとともに、次期中期経営計画の策定を進めていく所存でございます。株主の皆様におかれましては、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### ①2022年度計画対比

(単位：百万円)

	2021年度実績	2022年度計画	2022年度実績	差異
売上高	4,502	4,200	3,997	△ 202
営業利益	247	220	214	△ 5
親会社株主に帰属する当期純利益	42	40	69	29

#### ②2022年度財務目標達成状況

	2021年度実績	2022年度計画	2022年度実績	差異
営業利益率	5.5%	8.0%	5.4%	△ 2.6%
ROE	0.9%	5.5%	1.5%	△ 4.0%
Net DER	220%	170%	199%	29%

(注) ROE=株主資本利益率、NetDER=純有利子負債資本倍率

## (4) 財産および損益の状況

区分	第200期 (2020年3月期)	第201期 (2021年3月期)	第202期 (2022年3月期)	第203期 (2023年3月期) (当期)
売上高 (百万円)	4,819	4,617	4,502	3,997
営業利益 (百万円)	407	253	247	214
経常利益 (百万円)	228	21	86	22
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	75	97	42	69
1株当たり当期純利益 (円)	2.54	3.26	1.43	2.29
総資産 (百万円)	22,373	21,909	21,113	20,433
純資産 (百万円)	4,419	4,615	4,646	4,790
1株当たり純資産額 (円)	147.19	153.52	153.96	158.25
有利子負債額 (百万円)	12,205	11,575	10,945	10,515

## (5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業内容	主要製品・サービス
商業施設事業	不動産賃貸、商業施設の運営・管理
ヘルスケア事業	寝装品等の製造・販売
せんい事業	アパレル製品 (衣料品、ユニフォーム) 等の製造・販売

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の該当する親会社はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
大東紡エステート株式会社	30百万円	100.0%	商業施設の運営・管理
新潟大東紡株式会社	10百万円	100.0%	寝装品製造・販売
上海大東紡織貿易有限公司	45万米ドル	100.0%	衣料品販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (7) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

区分	所在地
本社	東京都中央区
名古屋営業部	愛知県一宮市
大阪営業部	大阪市中央区
大東紡エステート株式会社	静岡県駿東郡清水町
新潟大東紡株式会社	新潟県十日町市
上海大東紡織貿易有限公司	中華人民共和国上海市

**(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)**

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
商業施設事業	31 (2)	△1 (+1) 名
ヘルスケア事業	44 (2)	+3 (△4) 名
せんい事業	14 (1)	△8 (±0) 名
全社 (共通)	23 (0)	+3 (±0) 名
合計	112 (5)	△3 (△3) 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56 (1) 名	△6 (△2) 名	48.0歳	15.6年

(注) 1.従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2.全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

**(9) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)**

借入先	借入額
シンジケートローン	7,591百万円
株式会社三井住友銀行	960百万円
株式会社静岡銀行	891百万円
株式会社みずほ銀行	666百万円
株式会社三菱UFJ銀行	365百万円

(注)シンジケートローンのうち、4,456百万円は株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケート団5行(株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社静岡銀行、株式会社三菱UFJ銀行および株式会社きらぼし銀行)による協調融資によるものであり、3,135百万円は株式会社みずほ銀行をアレンジャー、株式会社静岡銀行をコ・アレンジャーとするシンジケート団5行(株式会社みずほ銀行、株式会社静岡銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行および株式会社きらぼし銀行)による協調融資によるものであります。

**(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 96,000,000株
- ②発行済株式の総数 (注1) 30,311,000株
- ③株主数 15,180名
- ④大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率(注2)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,879千株	6.21%
ファーストブラザーズ株式会社	965	3.19
株式会社シード	501	1.65
株式会社デベロツパー三信	500	1.65
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	466	1.54
新陽株式会社	280	0.92
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	258	0.85
倉持真孜	250	0.82
野村證券株式会社	230	0.76
清水建設株式会社	218	0.72

(注1) ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は134,000株増加しております。

(注2) 持株比率は自己株式(68,775株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	執行役員地位、担当および重要な兼職の状況
※ 取締役社長	山内 一裕	上海大東紡織貿易有限公司董事長
取締役	三枝 章吾	常務執行役員 経営管理本部長 内部統制担当
取締役	野村 史郎	執行役員 ヘルスケア事業本部長
取締役	奥村 秀策	
取締役	山形 俊樹	株式会社ボルテックス執行役員人事本部本部長
取締役	師田 範子	専門学校東京ニットファッションアカデミー校長 学校法人ミネルヴァ学園目白ファッション&アートカレッジ理事
取締役(常勤監査等委員)	加久間 雄二	
取締役(監査等委員)	飯沼 春樹	飯沼総合法律事務所 所長 弁護士
取締役(監査等委員)	鏡 高志	税理士法人高野総合会計事務所 パートナー 高野総合コンサルティング株式会社 代表取締役 公認会計士 日本甜菜製糖株式会社 社外監査役
取締役(監査等委員)	平井 省吾	株式会社小宮コンサルタンツ取締役副会長 アマテラス コンサルティング株式会社 代表取締役社長

(注) 1. ※は代表取締役であります。

2. 監査等委員加久間雄二氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、かつ、経理部門の長としての経験も豊富であることから、経理・財務に関する高い知見と見識を有するものであります。
3. 取締役奥村秀策氏、取締役山形俊樹氏、取締役師田範子氏、取締役飯沼春樹氏、取締役鏡高志氏および取締役平井省吾氏は、社外取締役であります。なお、当社は奥村秀策氏、山形俊樹氏、師田範子氏、飯沼春樹氏、鏡高志氏および平井省吾氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、各社外取締役の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに社内監査部門との十分な連携を可能とすべく、加久間雄二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2023年3月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
上席執行役員	飯田 互	商業施設事業本部長 大東紡エステート株式会社取締役社長
上席執行役員	山本 潤	経営管理本部副本部長兼人事部長
執行役員	青木 寛繁	ヘルスケア事業本部副本部長

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）、当社監査等委員である取締役、当社子会社の役員および退任役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等が当該役員等賠償責任保険にて填補されます。

また、当該役員等賠償責任保険契約は役員等の職務執行の適正のために免責事由が設定されておりますので、当該免責事由に該当する損害については填補されず、役員等の自己負担となります。

## ④ 取締役の報酬等の総額

### イ 役員等の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することで株主利益の向上に資することを基本的な考え方としており、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。

#### a. 取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等に関しては、基本報酬と非金銭報酬（ストックオプション）から構成するものとし、取締役の報酬の決定については、独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会において決定し答申された意見を参考に、報酬総額が株主総会の決議により定められた上限額の範囲内であることを前提に、取締役会で決定することとしております。

基本報酬については、金銭報酬とし、年度単位の固定報酬であります。その金額は、独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会において、会社業績や各取締役の経営への貢献度、経営者としての経験・見識・能力・実績等を総合的に勘案して、毎年見直すものとしております。

非金銭報酬の内容はストックオプションであり、中長期業績連動報酬（株式報酬）として、1個単位が1千株からなる新株予約権200個および報酬総額が株主総会の決議により定められた上限額の範囲内であることを前提に、年度単位で新株予約権を発行するものであります。その金額は独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会において、会社業績や各取締役の経営への貢献度、経営者としての経験・見識・能力・実績等を総合的に勘案して、毎年見直すものとしております。

**b. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針**

金銭報酬と非金銭報酬の割合は、非金銭報酬において1個単位が1千株からなる新株予約権200個を上限とし、報酬総額が株主総会の決議により定められた上限額の範囲内であることを前提に、毎年見直すものとしております。

**c. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針**

毎年株主総会終了後の取締役会で決定し、基本報酬は毎月同額を、非金銭報酬は取締役会で決議し年1回付与することとしております。

**d. 当社は、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容について第三者に委任しております。**

取締役会決議で決定された諮問委員会(独立社外取締役が過半数を占める)に委任しております。

委任する権限は、取締役の個人別の報酬等の金額を決定する権限であります。

独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会として取締役会で諮問委員を決定し、株主総会の決議により定められた報酬等の上限額の範囲内とすることを条件としており、その権限は適切に行使されていると判断しております。

**□ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数**

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	55 (8)	52 (8)	－ (－)	3 (－)	6 (3)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	27 (17)	27 (17)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合計	83	80	－	3	10

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第196回定時株主総会において年額72百万円以内(うち社外取締役の報酬枠10百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該決議に係る会社役員の数員数は8名です。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第196回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。当該決議に係る会社役員の数員数は5名です。
3. 非金銭報酬等の内容はストックオプションであり、その内容は当社ウェブサイト(電子提供措置事項)に掲載しております。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与18百万円を支給しております。
5. なお、社外取締役に子会社等の役員を兼務している者はおりません。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査等委員会への出席状況

地位	氏名	取締役会(出席回数)	監査等委員会(出席回数)
取締役	奥村 秀策	100% (19/19回)	—
取締役	山形 俊樹	100% (19/19回)	—
取締役	師田 範子	100% (19/19回)	—
取締役(監査等委員)	飯沼 春樹	94.7% (18/19回)	100% (13/13回)
取締役(監査等委員)	鏡 高志	89.4% (17/19回)	92.3% (12/13回)
取締役(監査等委員)	平井 省吾	89.4% (17/19回)	100% (13/13回)

・重要な兼職の状況

山形 俊樹 株式会社ボルテックス執行役員人事本部本部長  
 師田 範子 専門学校東京ニットファッションアカデミー校長  
 学校法人ミネルヴァ学園目白ファッション&アートカレッジ理事  
 飯沼 春樹 飯沼総合法律事務所所長  
 鏡 高志 税理士法人高野総合会計事務所パートナー  
 高野総合コンサルティング株式会社代表取締役  
 日本甜菜製糖株式会社社外監査役  
 平井 省吾 株式会社小宮コンサルタンツ取締役副会長  
 アマテラス コンサルティング株式会社代表取締役社長

※各社外役員が役員等を兼務する上記法人等と当社との間に特別な関係はありません。

・取締役会および監査等委員会における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	奥村 秀策	長年の企業実務経験を活かし、営業面や内部管理面を含めた広範な視野から、全ての取締役会に出席し積極的にご発言いただき、有用で貴重なご意見やアドバイスをいただきました。毎月の内部統制委員会や事業部長会、さらには週一回の部長会にもほぼ毎回ご出席いただき積極的にご発言いただくとともに、毎月の社外役員会議の議長を務めるなど、業務運営面を含め幅広い角度から、経営に有用な助言や経営執行の監督をいただきました。
取締役	山形 俊樹	長年携わってきた不動産事業の深い専門性と企業経営者としての経験と高い見識を活かし、全ての取締役会に出席し積極的にご発言いただき、有用で貴重なご意見やアドバイスをいただきました。月に一度の社外役員会議のメンバーとしても毎回出席し活発に議論に参加いただくなど、経営に有用な助言や適切な経営執行の監督をいただきました。
取締役	師田 範子	長年にわたりニット業界の発展ならびにニット専門学校の経営者として人材育成に携わってこられた実績と幅広いアパレル業界における経験と知見を活かし、全ての取締役会に出席し積極的にご発言いただき、有用で貴重なご意見やアドバイスをいただきました。月に一度の社外役員会議のメンバーとしても毎回出席し活発に議論に参加いただくなど、経営に有用な助言や適切な経営執行の監督をいただきました。
取締役(監査等委員)	飯沼 春樹	企業法務の深い知見と広範かつ高度な視野から、ほぼ全ての取締役会および監査等委員会に出席し積極的にご発言いただき、的確なご意見やアドバイスをいただきました。また、月に一度の社外役員会議のメンバーとしてもほぼ毎回出席し活発に議論に参加いただくなど、経営に有用な助言や適切な経営執行の監督をいただきました。
取締役(監査等委員)	鏡 高志	企業会計の深い知見と広範かつ高度な視野から、ほぼ全ての取締役会および監査等委員会に出席し積極的にご発言いただき、的確なご意見やアドバイスをいただきました。また、定例の内部監査連絡会や月に一度の内部統制委員会および社外役員会議のメンバーとしてもほぼ毎回出席し活発に議論に参加いただくなど、経営に有用な助言や適切な経営執行の監督をいただきました。
取締役(監査等委員)	平井 省吾	長年の経営コンサルタントとしての経験や経営全般および人事労務に関する高い知見を活かし、ほぼ全ての取締役会および監査等委員会に出席し積極的にご発言いただき、的確なご意見やアドバイスをいただきました。また、定例の内部監査連絡会や月に一度の社外役員会議のメンバーとしてもほぼ毎回出席し活発に議論に参加いただき、経営に有用な助言や適切な経営執行の監督をいただきました。

### (3) 会計監査人の状況

#### ①名称 シンシア監査法人

(注) 2022年6月25日開催の第202回定時株主総会においてシンシア監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった東陽監査法人は退任いたしました。

#### ②報酬等の額

	シンシア監査法人	東陽監査法人	支払額合計
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円	2百万円	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円	2百万円	30百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で過去の監査時間・監査報酬等の推移、前事業年度の監査時間の計画と実績を確認し、当事業年度の監査時間・報酬額見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意を行うものであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

また、企業会計審議会が定める「監査基準」および「監査に関する品質管理基準」への準拠性について確認の上、会計監査人のローテーションを考慮し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

招集のご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,357,414</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,529,846</b>
現金及び預金	1,011,144	支払手形及び買掛金	253,240
受取手形	180,771	短期借入金	561,324
売掛金	380,432	未払法人税等	4,297
棚卸資産	724,191	賞与引当金	37,539
その他	62,144	株主優待引当金	28,000
貸倒引当金	△ 1,270	その他	645,445
<b>固定資産</b>	<b>18,076,173</b>	<b>固定負債</b>	<b>14,113,394</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>17,434,213</b>	長期借入金	9,915,306
建物及び構築物	7,951,635	預り保証金	1,370,427
土地	9,265,726	再評価に係る繰延税金負債	2,476,495
リース資産	38,022	退職給付に係る負債	267,039
その他	178,829	資産除去債務	55,644
<b>無形固定資産</b>	<b>162,469</b>	その他	28,482
のれん	142,481	<b>負債合計</b>	<b>15,643,241</b>
その他	19,987	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>479,490</b>	<b>株主資本</b>	<b>131,147</b>
投資有価証券	337,804	資本金	100,000
破産更生債権等	83,256	資本剰余金	25,901
繰延税金資産	100,237	利益剰余金	15,030
その他	38,420	自己株式	△ 9,784
貸倒引当金	△ 80,228	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>4,648,890</b>
		その他有価証券評価差額金	△ 984
		繰延ヘッジ損益	△ 28,544
		土地再評価差額金	4,664,864
		為替換算調整勘定	13,556
		<b>新株予約権</b>	<b>10,307</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>4,790,346</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,433,587</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>20,433,587</b>

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		3,997,466
売上原価		2,834,388
売上総利益		1,163,078
販売費及び一般管理費		948,589
営業利益		214,488
営業外収益		
受取利息	94	
受取配当金	6,930	
その他	5,958	12,984
営業外費用		
支払利息	192,323	
持分法による投資損失	1,354	
その他	11,268	204,946
経常利益		22,526
税金等調整前当期純利益		22,526
法人税、住民税及び事業税	963	
法人税等調整額	△47,561	△46,598
当期純利益		69,124
親会社株主に帰属する当期純利益		69,124

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,807,302</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,124,204</b>
現金及び預金	539,244	支払手形	106,507
受取手形	180,771	買掛金	146,549
売掛金	331,126	短期借入金	561,324
棚卸資産	720,126	未払法人税等	587
その他	37,304	賞与引当金	29,010
貸倒引当金	△1,270	株主優待引当金	28,000
<b>固定資産</b>	<b>18,273,684</b>	その他	252,227
<b>有形固定資産</b>	<b>17,626,694</b>	<b>固定負債</b>	<b>14,098,178</b>
建物及び構築物	7,951,836	長期借入金	9,915,306
土地	9,468,228	預り保証金	1,395,298
リース資産	38,022	再評価に係る繰延税金負債	2,476,495
その他	168,607	退職給付引当金	234,228
<b>無形固定資産</b>	<b>158,245</b>	資産除去債務	48,366
のれん	142,481	その他	28,482
その他	15,763	<b>負債合計</b>	<b>15,222,383</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>488,744</b>	(純資産の部)	
投資有価証券	250,427	<b>株主資本</b>	<b>212,961</b>
関係会社株式・出資金	104,629	<b>資本金</b>	<b>100,000</b>
長期貸付金	181,150	<b>資本剰余金</b>	<b>25,901</b>
破産更生債権等	83,256	その他資本剰余金	25,901
繰延税金資産	94,329	<b>利益剰余金</b>	<b>94,282</b>
その他	36,330	その他利益剰余金	94,282
貸倒引当金	△261,378	繰越利益剰余金	94,282
		<b>自己株式</b>	<b>△7,222</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>4,635,334</b>
		その他有価証券評価差額金	△984
		繰延ヘッジ損益	△28,544
		土地再評価差額金	4,664,864
		<b>新株予約権</b>	<b>10,307</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,080,987</b>	<b>純資産合計</b>	<b>4,858,603</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>20,080,987</b>

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		3,174,838
売上原価		2,049,621
売上総利益		1,125,216
販売費及び一般管理費		891,426
営業利益		233,789
営業外収益		
受取利息	907	
受取配当金	6,930	
貸倒引当金戻入額	200	
その他	1,749	9,787
営業外費用		
支払利息	192,323	
その他	4,735	197,059
経常利益		46,518
税引前当期純利益		46,518
法人税、住民税及び事業税	587	
法人税等調整額	△45,257	△44,669
当期純利益		91,187

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

ダイトウボウ株式会社  
取締役会御中

#### シンシア監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 金野 栄太郎  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 長田 洋和  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイトウボウ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトウボウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要

性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

ダイトウボウ株式会社  
取締役会御中

シンシア監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 金野 栄太郎  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 長田 洋和  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイトウボウ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第203期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第203期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式も活用しながら会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

## (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人シンシア監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人シンシア監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

ダイトウボウ株式会社監査等委員会

常勤監査等委員	加久間 雄二	㊦
監査等委員	飯沼 春樹	㊦
監査等委員	鏡 高志	㊦
監査等委員	平井 省吾	㊦

(注) 監査等委員飯沼春樹、鏡高志および平井省吾は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、競争力を維持・強化し、企業価値の増大を通じて株主の皆様に対する安定的かつ適正な利益還元を図ることを経営の最重要課題の一つと考え、利益配分については業績の向上に努め、また内部留保にも意を用いて決定することを基本方針としております。

2023年3月期には8期連続で最終黒字を確保することができました結果、当期末の繰越利益剰余金残高（単体）が、94,282,804円まで積みあがったことを踏まえ、当社の分配可能利益水準や配当性向等を総合的に勘案し、第203期の期末配当につきまして、1株当たり1円といたしたいと存じます。この場合の、連結配当性向は43.6%でございます。

今後は、役職員一同が持続的成長とさらなる企業価値向上に向けて全力を傾注し、安定的に配当を継続すべく取り組んでまいり所存でございます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割り当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金1円 配当総額 30,242,225円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月26日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の人数は、経営の意思決定の迅速性やスキルマトリックスの状況等を勘案して、今回は1名減の5名とすることとし、各候補者の略歴等につきましては、次のとおりであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の指名につきましては、独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会において、経営者としての経験・見識・能力等を総合的に勘案して答申された候補者の選任に関する意見を参考に、取締役会の決議により決定しております。

また、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況、スキルマトリックスに基づく専門知識や経営経験、および取締役としての適格性を有していること、ならびに、多様な役員構成であること等を総合的に勘案し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献が期待されることから、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断しております。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	再任	やまうち かずひろ 山内 一裕	代表取締役社長	94.7% (18/19回)
2	再任	みえだ しょうご 三枝 章吾	取締役常務執行役員経営管理本部長 内部統制担当	94.7% (18/19回)
3	再任	のむら しろう 野村 史郎	取締役執行役員ヘルスケア事業本部長	100% (19/19回)
4	再任 社外 独立役員	やまがた としき 山形 俊樹	取締役	100% (19/19回)
5	再任 社外 独立役員	もろた のりこ 師田 範子	取締役	100% (19/19回)



1

やまうち かずひろ  
山内 一裕

1957年1月5日生

再 任

略歴、  
当社における地位、  
担当

1979年 4月 三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社  
2002年 2月 中央三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）人事企画部長  
2004年 1月 同社大阪支店営業第二部長  
2007年 1月 同社新宿西口支店長  
2009年 6月 当社取締役経営企画部長  
2010年 8月 当社常務取締役経営管理本部長兼経営企画部長  
2012年 6月 当社専務取締役経営管理本部長兼不動産本部副本部長 内部統制担当  
2013年 7月 当社取締役専務執行役員経営管理本部長兼人事部長 経営戦略・内部統制担当  
2015年 6月 当社代表取締役社長（現任）  
上海大東紡織貿易有限公司董事長（現任）  
（現在に至る）

取締役会出席状況

19回のうち18回に出席

所有する  
当社の株式の数

212,200株

重要な兼職の状況

上海大東紡織貿易有限公司董事長  
※当社の100%子会社であります。

取締役候補者  
とした理由

山内一裕氏は、当社の代表取締役社長として強いリーダーシップと行動力のもとグループ全体を牽引してきている実績と、金融機関での長年の経験と当社における豊富な経営経験のもと経営全般に関する高い見識と知見を有しております。当社といたしましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため、今後とも経営に不可欠の人材であると判断し、引き続き当社取締役として選任をお願いするものであります。



2

みえだ しょうご  
三枝 章吾

1969年2月12日生

再 任

略歴、  
当社における地位、  
担当

1990年 4月 当社入社  
2010年 9月 当社管理部経理グループ長  
2012年 6月 当社経営管理本部経営企画部長  
2015年 6月 当社取締役執行役員経営管理本部長  
内部統制担当  
2019年 6月 当社取締役上席執行役員経営管理本部長  
内部統制担当  
2020年 6月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長  
内部統制担当（現任）  
（現在に至る）

取締役会出席状況 19回のうち18回に出席

所有する  
当社の株式の数 106,000株

重要な兼職の状況 該当事項ありません。

取締役候補者  
とした理由

三枝章吾氏は、当社の取締役常務執行役員経営管理本部長として経営管理・内部統制などの管理部門全般を統括してきている実績と、当社における経理・経営企画に関する長年の経験と深い知見を有しております。当社といたしましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため不可欠な人材であると判断し、引き続き当社取締役として選任をお願いするものであります。



3

のむらしろう  
**野村 史郎**

1956年6月1日生

**再 任**

略歴、  
当社における地位、  
担当

1979年 4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行  
1991年 4月 和田哲株式会社入社  
1992年 4月 同社取締役  
1995年 4月 同社代表取締役副社長  
2000年 4月 同社代表取締役社長  
2019年 4月 当社ヘルスケア事業本部和田哲カンパニー長  
2020年 6月 当社執行役員ヘルスケア事業本部副本部長関西統括  
2021年 3月 当社執行役員ヘルスケア事業本部長兼東京営業部長  
6月 当社取締役執行役員ヘルスケア事業本部長（現任）  
（現在に至る）

取締役会出席状況 19回すべてに出席

所有する  
当社の株式の数 22,200株

重要な兼職の状況 該当事項ありません。

取締役候補者  
とした理由

野村史郎氏は、当社の取締役執行役員ヘルスケア事業本部長としての実績と、企業経営者としての豊富な経営経験と高い見識を有しております。当社といたしましては、今後のヘルスケア事業の成長ひいては当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けて不可欠の人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



4

やまがた としき  
山形 俊樹

1958年5月7日生

再任  
社外  
独立役員

略歴、  
当社における地位、  
担当

1982年 4月 株式会社長谷工コーポレーション入社  
1988年 6月 米国Claremont Graduate University, Drucker School of Managementにて経営学修士 (MBA) 修了  
1997年 9月 長谷工ハワイ・インク副社長  
2004年 10月 株式会社サンダンス・リゾート入社  
2009年 7月 同社代表取締役社長  
2015年 4月 株式会社蒼設備設計代表取締役社長  
2016年 4月 株式会社マイスターエンジニアリング代表取締役社長  
2018年 7月 株式会社ボルテックス業務本部ソリューション統括部 統括部長  
2019年 12月 同社執行役員業務本部本部長  
2020年 7月 同社執行役員事業統括本部本部長  
2021年 6月 当社取締役 (現任)  
2023年 1月 株式会社ボルテックス執行役員人事本部本部長 (現任)  
(現在に至る)

取締役会出席状況 19回すべてに出席

所有する  
当社の株式の数 1,800株

重要な兼職の状況 株式会社ボルテックス執行役員人事本部本部長  
上記兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

取締役候補者  
とした理由

山形俊樹氏は、不動産に関する専門知識を活用し長年不動産事業に携わってきた経験および上場企業代表取締役社長としての広範で豊富な経験があり、不動産事業および経営全般に対する深い知見と高い見識を有しております。当社といたしましては、商業施設事業を始め当社経営活動全般に対してより広範かつ高度な視野からの助言および経営執行の適切な監督をいただくため必要な人材であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



5

もろた のりこ  
師田 範子

1939年1月27日生

再 任

社 外

独立役員

略歴、  
当社における地位、  
担当

- 1961年 4月 都認可 伊藤技芸学校(現東京ニットファッションアカデミー)勤務
- 1988年 7月 いとう服飾専門学校(現東京ニットファッションアカデミー)校長
- 1992年 5月 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会評議委員
- 9月 専門学校東京ニットファッションアカデミー校長(現任)
- 9月 一般社団法人東京都服飾学校協会理事
- 1994年 4月 公益社団法人荒川区芸術文化振興財団理事
- 2006年 3月 日暮里繊維街活性化ファッションショー実行委員会副委員長(現任)
- 2009年 8月 ジャパンベストニットセレクション審査委員
- 2012年 5月 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会運営委員
- 2013年 4月 当社テクニカルアドバイザー
- 2021年 5月 当社テクニカルアドバイザー辞任
- 6月 当社取締役(現任)
- 2022年 3月 学校法人ミネルヴァ学園目白ファッション&アートカレッジ理事(現任)(現在に至る)

取締役会出席状況 19回すべてに出席

所有する当社の株式の数 0株

重要な兼職の状況  
専門学校東京ニットファッションアカデミー校長  
学校法人ミネルヴァ学園目白ファッション&アートカレッジ理事  
上記兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

取締役候補者  
とした理由

師田範子氏は、ニット業界の人材教育の草分け的存在として長年にわたりニット業界の発展ならびにニット専門学校の経営者として人材育成に携わってこられた実績と幅広いアパレル業界人脈と専門的で深い知見と高い見識を有しており、女性取締役としての視点からも、せんい事業を始め当社事業活動全般に対して幅広く助言をいただいております。当社といたしましては、今後とも、せんい事業を始め当社事業活動全般に対してより広範かつ高度な視野からの助言および経営執行の適切な監督をいただくために必要な人材であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1.各取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.なお、その他社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- ①山形俊樹氏および師田範子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
  - ②山形俊樹氏および師田範子氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。当社は両氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両氏が取締役に選任され就任した場合には、独立役員の届け出を継続する予定であります。
  - ③当社は、山形俊樹氏および師田範子氏が取締役に選任され就任した場合には、両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を継続する予定であります。
  - ④当社は、保険会社との間で、取締役(監査等委員である取締役を除く)を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。  
当該契約は、第三者および当社に対する取締役の責任のうち、被保険者が負担することになる株主代表訴訟・第三者訴訟・会社訴訟に関する損害を填補の対象としております。
  - ⑤山形俊樹氏および師田範子氏の社外取締役としての在任年数は2年であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任監査等委員である取締役1名が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における 地位・担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	<small>新任 社外 独立役員</small> おくむら しゅうさく 奥村 秀策	取締役	100% (19/19回)	—



おくむら しゅうさく  
**奥村 秀策**

1952年6月16日生

**新 任**  
**社 外**  
**独立役員**

略歴、  
当社における地位、  
担当

1977年 4月 住友海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社  
2003年 4月 三井住友海上火災保険株式会社介護サービス室長  
2006年 4月 アメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社代表取締役社長  
2008年 4月 三井住友海上火災保険株式会社リスク管理部部長  
2010年 10月 MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社リスク管理部部長  
2016年 6月 当社監査等委員である取締役  
2021年 6月 当社取締役（現任）  
（現在に至る）

取締役会出席状況 19回すべてに出席

所有する  
当社の株式の数 25,000株

重要な兼職の状況 該当事項ありません。

取締役候補者  
とした理由

奥村秀策氏は、当社の社外取締役ならびに監査等委員である社外取締役として長年当社業務への造詣を深めていただいております。また、国内大手損害保険会社で介護関連事業や米国企業日本法人での経営者としての経験および内部統制に関する豊富な実務経験を有しているなど、高い見識と豊富な経験を有しております。また、これまで、広範かつ高度な視野からの当社事業活動全般に対する助言および経営執行の適切な監督をいただいている実績があります。一方、現監査等委員である社外取締役の平井省吾氏が任期満了に伴い退任するため、奥村秀策氏に改めて監査等委員である社外取締役として、当社事業活動全般に対する助言および経営執行の適切な監督をいただくことが望ましいと考えており、当社として当社経営に不可欠な人材と判断しますので、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. なお、その他社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

① 奥村秀策氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

② 奥村秀策氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、独立役員の届け出を継続する予定であります。

③ 当社は、奥村秀策氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏が取締役に選任され就任した場合には、当社は同氏との間で同内容の責任限定契約を継続する予定であります。

④ 当社は、保険会社との間で、監査等委員である取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。

奥村秀策氏が選任された場合には同氏は当該契約の被保険者となります。

当該契約は、第三者および当社に対する取締役の責任のうち、被保険者が負担することになる株主代表訴訟・第三者訴訟・会社訴訟に関する損害を填補の対象としております。

⑤ 奥村秀策氏の社外取締役としての在任年数は7年であります。

#### 【監査等委員会意見】

監査等委員会は、当社の取締役の選任について、諮問委員会での議論の確認を含め、慎重に検討いたしました。取締役の選任について指名の手続きは適切であり、候補者は、これまでの経歴等を踏まえ、経営者としての経験・見識・能力を総合的に評価した結果、当社の取締役として適任と判断いたします。

## 〈ご参考〉

### 【当社の取締役選任方針】

当社は、定款に定める取締役の員数の範囲内を前提に、事業規模・事業の範囲等を踏まえて、高い専門性や経営者としての資質と見識を兼ね備えることを前提に候補者を選定します。加えて、高い見識を有し客観的な立場から経営等の監督や企業価値向上に資する意見・提言を行う独立社外取締役候補者を選任することとしています。一方、執行役員制度を導入し、経営の監督責任と業務の執行責任を明確化することとしています。また、2016年6月から監査等委員会設置会社に移行しました。これらにより、取締役会として、経営監督を効率的かつ実効性をもって行える体制とすることを基本的な考え方としています。なお、監査等委員である取締役には財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任します。

### 【当社の取締役選任手続き】

取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役候補者の指名については、独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会において、経営者としての経験・見識・能力等を総合的に勘案して答申された候補者に関する意見を参考に、取締役会の決議により決定しています。

### 【当社の社外取締役の独立性判断基準】

当社取締役会では、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有していると判断しております。

- ① 当社または当社関係会社の業務執行者、もしくは過去10年間にその経歴がある者
- ② 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。）またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者
- ③ 当社を主要な取引先とする者（取引先の当社グループに対する売上高が取引先の連結売上高の2%以上を占めるものをいう。）またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者
- ④ 当社の主要な取引先（当社グループの連結売上高の2%以上を占めるものをいう。）またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者
- ⑤ 当社の主要な借入先（当社の連結総資産の2%以上を融資する金融機関をいう。）またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者
- ⑥ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（年額1,000万円を超えるものをいう。）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、もしくは過去3年間にその経歴がある者。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者をいう。当該団体には、当社の法定監査を担当する監査法人、当社の法律顧問を担当する法律事務所を含む）
- ⑦ 当社が多額の寄付または助成（年額1,000万円を超えるものをいう。）を受けている団体の業務執行者
- ⑧ 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
- ⑨ 上記①～⑧に該当する者の配偶者、二親等内の親族もしくは同居の親族

## 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

（注）招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	現在の 当社における地位	経営・事業をリードするための 知識・経験・能力等					経営基盤を確立・維持するための 知識・経験・能力等			表下部 掲載 (※)
		企業経営	グローバル ビジネス	不動産 事業全般	ヘルスケア 事業全般	繊維 事業全般	財務 会計	法務 リスク管理	人事 労務	サステナビ リティ等
監査等委員でない取締役	山内 一裕	取締役社長	●	●	●	●	●	●	●	●
	三枝 章吾	取締役常務執行役員	●				●	●	●	●
	野村 史郎	取締役執行役員	●			●		●	●	●
	山形 俊樹	取締役【社外・独立】	●	●	●			●	●	●
	師田 範子	取締役【社外・独立】	●				●			●
監査等委員である取締役	加久間 雄二	取締役	●				●	●		●
	飯沼 春樹	取締役【社外・独立】	●					●	●	●
	鏡 高志	取締役【社外・独立】	●				●	●		●
	奥村 秀策	取締役【社外・独立】	●	●		●		●	●	●

(※) 企業の持続性を担保するための知識・経験・能力等

招集のご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

